

## 資料 16 敷地外の汚水排水に関する仕様

### 八尾統合中学校建設に伴う下水道施設の設置に関する仕様書

#### 1 一般

この仕様書は、富山市建設請負工事共通仕様書に基づき、当該工事に必要な事項について定めるものとする。

この仕様書に定めない事項については、下記示方書並びに指針等によらなければならない。

- ・土木学会標準示方書
- ・日本下水道事業団機械設備・電気設備工事一般仕様書
- ・日本下水道協会編「下水道施設設計指針と解説」
- ・日本下水道協会編「下水道施設の耐震対策指針と解説」
- ・下水道新技術推進機構編「下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル」

#### 2 工事材料の確認

下水道用管、下水道用マンホール、マンホール蓋等は原則（公社）日本下水道協会の認定工場製品を使用することとする。

#### 3 施工業者

施工業者は、富山市での下水管布設工事に精通している業者とすることとする。施工業者は施工内容等の確認のため、着手前に下水道課との打合せを行うこととする。設計内容に変更がある場合も同様とする。また、公共樹への宅地内配管工事は、富山市下水道排水設備指定工事店で行うこととする。

#### 4 施工方法

##### 4.1 下水道本管

下水道本管は、リブ付硬質塩化ビニル管を使用し、管径は $\phi 150\text{mm}$ とする。また、勾配については、基本的には0.3%（ただし最初の1スパンは0.5%）とする。施工に先立ち、計画図（平面図、縦断図、横断図等）を提示し、下水道課にて了承を得た上で、施工を行うこととする。圧送管を設置する場合の管径については、汚水量を考慮の上、協議により決定する。土被りについては、道路管理者が定めている最低土被りを確保することとする。

##### 4.2 取付管

取付管は、硬質塩化ビニル管を使用し、管径は $\phi 100\text{mm}$ とする。また、勾配については、1.0%以上とする。

##### 4.3 人孔

1号人孔を使用する。設置場所については、管渠の起点及び方向又は勾配が著しく変化する箇所、管渠径等が変更する箇所、段差の生ずる箇所、管渠の会合する箇所に必要に応じて設けることとする。設置間隔や設置位置については、協議により決定することとする。新設するポンプ施設の能力については、汚水量を考慮の上、協議により決定することとする。

#### 4.4 人孔蓋

人孔蓋は、富山市指定の製品（八尾地域仕様）を使用し、T-25 対応及び除雪対応型受枠とする。また、受枠の下には、必ず調整コンクリートブロック（10cm 以上）を使用する。

#### 4.5 下水道本管と人孔の継手部

新設下水道本管の人孔への継手部は、可とう性継手を使用する。

#### 4.6 下水道本管と取付管の接続部

下水道本管と取付管の接続部は、簡易取付型可とう性支管を使用する。他の支管及び人孔外壁との間隔を 1.0m 以上確保することとする。

#### 4.7 公共樹

公共樹の位置は、敷地官民境界より 1.0m 以内、天端は GL+3cm 以内とし、深さは、宅地内配管を規定の勾配にて接続できるよう、道路面（側溝天端）より 80 cm 以上に設置することとする。公共樹の蓋は富山市指定の製品（八尾地域仕様）を使用することとする。公共樹を車両が踏む恐れがある場合には、防護蓋を使用することとする。公共樹の所在位置を明確にしておくこととする。（アスファルト、コンクリート等で覆わないこと）

#### 4.8 マンホールポンプ

マンホールポンプの仕様については、富山市の指定とすることとする。詳細については、協議により決定することとする。

### 5 検査

#### 5.1 中間検査

舗装前に中間検査を立会いの上、行うこととする。検査依頼書に工事中の写真及び出来形管理図を添付し、事前に提出し検査を受けることとする。また、検査時に指摘があった事項については、早急に対応し、報告することとする。

#### 5.2 移管

工事完了後、別途、速やかに下水道施設の移管手続きを行うこととする。尚、移管手続きが完了するまでの間、施設の維持管理は、事業者にて行うこととする。

### 6 負担金

公共下水道に接続することにより、受益者負担金が賦課されるため、受益者負担金納付について事前に土地所有者と協議しておくこととする。

### 7 区域外流入申請

施工に先立ち、区域外流入申請を提出することとする。

## 8 その他

その他、定めがない事項について疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

# 汚水中継ポンプ所築造工事

## 特記仕様書

富山市上下水道局

## 第1章 総則

### 1－1 一般事項

本特記仕様書は、富山市上下水道局が建設する、マンホール形式ポンプ場施設に適用する。

本工事は、本特記仕様書及び設計図書に基づき施工すること。

### 1－2 施工範囲

本工事の施工範囲は、設計図書に基づく機器の設計、製作、据付、配管、配線、制御盤取り付け、接地工事（E3、E7）及び塗装工事並びに試運転調整、予備試験等の一切を、受注者の責任の下に行うこと。

### 1－3 性能試験

電動機、ポンプ、水位計、制御・操作盤は、現場搬入時に製作工場で実施する社内試験結果並びにデータ表を監督員に提出し、確認を受けること。

また、現地据付後、試運転調整を実施し、所定の性能を確認できる現地試験成績表を監督員に提出し、確認を受けること。

[社内試験項目] • メーカー標準社内試験マニュアル

[現地試験項目] • 絶縁抵抗試験     • 接地抵抗試験     • シーケンスチェック

• ポンプ負荷試験（揚水試験）                      • 電動機回転方向チェック

• 遠隔監視装置確認試験

以上の項目に関する内容の詳細は、監督員並びに本設備を完成後維持管理する上下水道施設管理センターもしくは各下水道サービスセンター（以下センターという）と協議し、必要に応じセンターの助言・協力・立会を得て、可能な限り現地据付後の性能が確認できること。

### 1－4 完成図書等

本工事契約書に添付する試験成績書・出来形管理図等に加え、以下の書類をセンターあてに2部提出すること。

(1) 設備台帳（センター指定様式)                      (8) 操作盤図、配線図

(2) 排水（処理）面積区域図                              (9) 遠方監視警報等項目表

(3) 圧送管平面図、断面図、スケルトン図              (センター指定様式)

(4) ポンプ及び圧送管の諸元計算書                      (10) 占用申請書等写し

(5) 配線の平面図、断面図                                      (11) 取扱説明書

(6) マンホールポンプ槽及びポンプ設置図              (12) 電力の申込書の写し

(7) ポンプ断面図、性能図

### 1－5 施工上の注意

機器の設計・製作、ポンプ及び操作盤の設置にあたり、現地調査を行うと共に、監督員並びにセンターと十分協議を行うこと。特にポンプ槽内配管、ガイドパイプ、水位計、足掛けステップの位置など、維持管理に直接関わる事項は、施工図を作成し、それを元に協議すること。

道路の使用（道路使用許可）が必要な場合は、受注者が申請を行うこと。

電力及び通信回線の申込みは、受注者が行うこと。ただし、電力料、通信料等は、完成引渡し後、発注者が負担することになるが、変更手続きは受注者が行うこと。

マンホール形式ポンプ所は、公道上もしくはその近辺に設置することが多いため、施工中及び設置後の維持管理にあたり、交通状況や歩行者等に対する安全性に十分配慮すること。

本仕様書に記載無き事項、又は不明事項に関しては、本市監督員と協議の上、決定する。

## 第2章 主ポンプ設備

### 2-1 ポンプ

#### 2-1-1 使用目的

ポンプは、スクリーンを通過しない一般家庭汚水を揚水するものである。

#### 2-1-2 仕様

型式 着脱式水中汚水ポンプ（改良ノンクロッギング型）

口径  $\phi 65 [mm]$

吐出量  $0.23 [m^3/min]$

全揚程  $4.8 [m]$

電動機出力  $0.75 [kW]$

周波数  $60 [Hz]$

電圧  $200 [V]$

起動方式 水位による自動交互運転（2台同時運転有）

設置台数 2 [台]

設計計算書による

#### 2-1-3 構造概要

本ポンプは、汚水を揚水するためのもので、水中において連続運転に耐える堅ろうな構造とする。

ポンプは、振動や騒音が少なく、円滑に運転できるとともに、特に有害なキャビテーション現象が発生しないような構造とすること。

#### 2-1-4 製作条件

取扱液は、スクリーンを通過しない、砂等を除去していない汚水とする。

#### 2-1-5 駆動装置

ポンプに使用する電動機は、乾式水中型誘導電動機とする。

#### 2-1-6 本体

ケーシングは、内部圧力及び振動等に対する機械的強度及び腐食、摩耗を考慮した良質の鋳鉄製品とする。

ケーシングは、分解、組立が容易であり、分解する場合には、羽根車が主軸に取付けられたままで上部に取り出せる構造とすること。

#### 2-1-7 羽根車

羽根車は、良質強靭な製品とし、固形物の混入に対し、堅ろうであること。

羽根車は、極力羽根数を少なくし、平衡を十分とるとともに、表面を滑らかに仕上げること。

底フタと羽根車の隙間に繊維などの異物が入り込んだまま回転すること無く、スムーズに排出するような構造とすること。

## 2-1-8 主軸

主軸は、電動機軸を延長したもので、伝達トルク及び捩り振動に対しても十分な強度を有すること。

## 2-1-9 軸封装置

軸封部には、メカニカルシールを用い、運転中、停止中を問わず、異物が電動機内に浸入しないように中間に油を密封した二段構造とすること。また、シール等の取替えは、容易に行える構造とすること。

## 2-1-10 軸受

回転部質量及び水力スラストは、電動機に内装した軸受にて支持するものとし、長時間の連続運転に耐え、円滑なる自己潤滑ができる構造とすること。

## 2-1-11 フランジ

配管との接続フランジ寸法は、JIS B 2239（呼び圧力10K）または水道規格に準ずること。

ポンプ井内配管及び分解用のフランジのボルト、ナットはSUS304とする。

## 2-1-12 使用材料

使用材料は次による。

渦巻ケーシング	F C 200以上
羽根車	13Crステンレス鉄鋼又は18Cr-8Ni鉄鋼
主軸	13Crステンレス鋼

## 2-1-13 保護装置

異常温度上昇を検知するサーマルスイッチを内蔵すること。

油・水が電動機内に浸入しないよう、浸水溜り室を設けること。浸水溜り室は電動機室とメカニカルシール室から独立した構造とする。

浸水溜り室には浸水検知器（電動機容量1.5kW以上の場合）を設け、浸水検知表示が可能な構造を持たせること。

## 2-1-14 試験、検査

ポンプの検査は、製作工場にて組立完了後JIS B 8301に準拠した性能試験を行う。

## 2-1-15 据付

据付けに当たっては、水準器等によって、正確に芯出し調整を行うこと。動力ケーブルはポンプの吊り上げ、分解等に必要な長さとする。

ポンプ井には、動力ケーブル及び吊上げ用チェーンの支持金具（SUS304）を取り付けること。

機器据付後本工事の引渡しが完了するまでの期間は、受注者が責任を持って機器の機能保持に努めること。

## 2-1-16 標準付属品（1台につき）

水中ケーブル（必要長は設計図書に明示）

吊上げ用チェーン（SUS304）

ポンプ脱着装置（ガイドパイプ等要部SUS304）

予旋回槽（FRP製）

特殊工具（必要な場合）

その他必要なもの

## 2-2 塗装

### 2-2-1 一般事項

塗装は、鋸止めを含めて工場検査が終了してから行うのを原則とするが、製缶品、鋳造品以外はこの限りではない。

## 2-2-2 素地調整

塗装に先立って、素地調整を行うものとする。

## 2-2-3 塗装仕様等

塗装仕様は、原則として次のとおりとする。ただし、既設との取り合いのある箇所については、監督員と協議の上行う。

工 程	塗 料 名	標準塗装厚[μm]	塗装間隔（夏/冬）
第1層（下塗）	ジンクリッヂペイント（有機）	75	1D～6M
第2層（下塗）	エポキシ樹脂塗装（水中部用）	100	
第3層（中塗）	エポキシ樹脂塗装（水中部用）	100	1D～7D／2D～7D
第4層（上塗）	エポキシ樹脂塗装（水中部用）	100	

- ・塗装間隔は記入した時間の範囲で重ね塗りする。
- ・エポキシ樹脂塗装は5°C以上で塗装する。
- ・水中部のエポキシ樹脂塗装には、水道用液状エポキシ樹脂塗装（JWWAK135）を使用してもよい。
- ・塗料に係るJIS規格が頻繁に改訂されるため、塗料は塗料名に対応するJIS規格品又は塗料メーカーの社内規定に基づくJIS規格相当品とする。
- ・口径100mm以下の水中ポンプの塗装基準（塗装厚）は、維持管理性を考慮し、監督員の承諾により塗装を変更できる。

## 2-2-4 汎用品の特例

「汎用品」の内・外面については、使用する場所による耐腐食性等を十分考慮したうえで、本塗装基準によらないことができる。

## 2-2-5 補修塗装

搬入据付けにより塗装面を損傷した場合及び現地接合部は、適正な下地処理を加え、正規な塗装状態と同程度に補修塗装を行う。

現地据付後の塗装に当たっては、その周辺及び床等にあらかじめ適宜養生を行うこと。また塗装面に汚損損傷を与えないように注意する。

## 2-2-6 気象条件

塗装時、気温が5°C以下のとき、湿度が85%以上のとき、炎天で塗装面に泡を発生させるおそれのあるとき、風じんがひどいとき並びに降雨を受ける恐れのあるときは、塗装を行ってはならない。

## 2-2-7 塗装面の処置

塗装時、塗装面に湿気のある場合、又は塗装の効果を促進させるため、塗装面を加熱する必要のある場合は、塗料製造業者の指示する温度により、赤外線ランプ、熱風装置等の適切な方法により、均一に加熱し乾燥状態にしてから塗装を行う。

## 2-2-8 塗装方法

機器の工場における塗装方法については原則としてハケ塗り又はスプレーとする。

上記以外はハケ塗りを原則とし、ハケ塗りが困難な場所は監督員の承認を受けてからスプレーを使用してもよい。

## 2-2-9 その他

水没部、湿润部及び埋設部は、黒色とする。

## 2-3 汚水ポンプ用逆止弁

### 2-3-1 仕様

形 式	ボール式逆止弁 (J I S 10K)
口 径	設計図書のとおり
台 数	設計図書のとおり

### 2-3-2 構造

弁は、閉鎖時に急激な水撃圧に対し十分な耐久性のあるもので、水密が十分保たれる構造とすること。  
弁体は、開閉作動確実なもので、流水抵抗の少ない構造とすること。

### 2-3-3 使用材料材質

弁箱・弁体	SUS304以上
その他主要部	SUS304以上

### 2-4 空気抜弁

形状・材質・口径	設計図書のとおり
----------	----------

### 2-5 流入バッフル

幅	設計図書のとおり
高 さ	設計図書のとおり
数 量	1,000を2分割 1セット

### 2-6 配管

配管工事は、下記によること。

### 2-6-1 使用材料材質

揚水管	SUS304 口径は設計図書のとおり
-----	--------------------

### 2-6-2 工事範囲

ガイドパイプはポンプ本体から人孔蓋までを原則とする（ポンプ吊上げ及び据付時にポンプ槽内での作業がないよう地上から作業できるよう取り付けること。）。

揚水式ポンプ設備の場合の揚水管は、汚水ポンプから流出管内1m程度までとする。圧送式ポンプ設備の場合は、圧送管と揚水管の接合箇所に絶縁パッキン、絶縁ボルト等を使用し、電蝕防止措置を行うこと。

## 第3章 電気設備

### 3-1 水位計

#### (1) 仕様 (発信器、変換器)

形 式	投込圧力式水位計
測 定 範 囲	0 ~ ___ m (設計計算書による)
信 号 出 力	D C 1 ~ 5 V, D C 4 ~ 20 mA
警 報 接 点	無電圧 4点以上

精 度	± 2.0 %以上
電 源	A C 2 0 0 V 6 0 H z
避 雷 対 策	変換器；電源ライン、信号入力ラインに避雷回路 検出器；検出端に避雷対策を施してあること。
材 質	検出器本体部 S U S 製
付 属 品	・ケーブル保持金具 ・水位表示器 ・吊下げチェーン ・(警報設定器) ・その他標準付属品 ・(避雷器)

### 3-2 制御盤

#### (1) 形状

形 式	ステンレス製屋外装柱型または自立型
寸 法	4 5 0 W × 2 3 5 D × 1, 1 0 0 H (上記は標準寸法とし、詳細は打合せによる。)
材 質	S U S 3 0 4
数 量	1 面

#### (2) 電気方式

(a) 受 電	3 φ 3 W 2 0 0 V 6 0 H z
(b) 動 力	3 φ 3 W 2 0 0 V 6 0 H z
(c) 制 御 電 源	2 0 0 V 6 0 H z
(d) 盤 内 照 明	2 0 0 V 6 0 H z

#### (3) 盤面取付品（内扉取付）

・交流電圧計	1 個	・交流電流計	2 個
・運転時間積算計	2 個	・水位計	1 個
・名称銘板	1 式		
・故障・状態表示灯	1 組 (L E D ランプ仕様)		

または、コントローラ等の機能でこれらの測定値を確認できること

#### (4) 盤内収納品

・ポンプコントローラ	1 個	・非常用電源接続端子台	1 個
・配線用遮断器	1 個	・D C S (商発切替スイッチ)	1 個
・漏電ブレーカー	2 個	・L T E 無線通信ユニット	1 個
・マグネットスイッチ	2 個	・進相コンデンサ	2 個
・盤内照明	1 個	・電源用アレスタ	1 個
・スペースヒーター及び換気装置	1 式		
・非常運転スイッチャユニット	2 個		

## (5) 盤箱体塗装

- |     |         |
|-----|---------|
| 下塗  | プライマー処理 |
| 上塗  | 焼付塗装    |
| 仕上色 | 打合せによる  |

## (6) その他

扉ハンドルは、地域統一キー付とする。

箱体の上部は屋根付とし、勾配をとり、前面扉側に水滴が落ちないものとする。

## (7) 運転方式

### (a) 制御方式

- ・水位計水位によるポンプ自動運転及びポンプ個別手動運転。
- ・個別手動運転は制御用コントローラ故障時にも可能なものとする。

### (b) 水位による自動運転

- ・2台のポンプは自動交互運転するものとする。
- ・1台のポンプ故障時は2台目のポンプで自動運転を継続するものとする。

#### ① 自動交互同時運転

- ・ポンプ槽水位の1台目運転水位（H1.WL）及び停止水位（L.WL）による自動起動・停止。2台目運転水位（H2.WL）での2台同時運転。

#### □ 自動交互単独運転

- ・ポンプ槽水位の運転水位（H1.WL）及び停止水位（L.WL）による自動起動・停止。

### (c) 遅延タイマーによる自動停止

- ・ポンプ停止遅延タイマーを設置し、ポンプ停止水位信号を受けた後、一定時間経過でポンプを停止する。ポンプコントローラのタイマー設定にて制御する。

## 3－3 通信装置

### (1) 概要

本設備は、中央監視設備の不要なクラウドコンピューティングシステム（インターネットを利用した監視通報システム）を利用したシステムとし、監視装置システムメーカーが有する※データセンターへ監視装置からの情報を送信でき、通信には経済性と災害時安定性を考慮し携帯パケット通信を用いること。

また、施設で発生した異常を電子メールにて即座に関係者の携帯電話等へ一斉送信させ、電子メール受信確認機能を有した仕組みとし、受信確認がなされない場合は電子メールを再送信することとする。

※データセンター（サーバー設置施設）

- 1) 監視装置メーカーの有するデータセンターを利用すること。
- 2) 大規模災害を考慮し、国内東西2拠点以上にデータセンターを開設していること。
- 3) メインとなるデータセンターはセキュリティ・停電・火災・地震（M7クラス）・雷対策が施された施設であること。
- 4) メインとなるデータセンターは監視装置メーカー以外の、第三者機関（通信キャリア）に設置されていること。
- 5) データセンターには、24時間サーバー監視員が常駐していること。
- 6) メインサーバー設置箇所（所在地）が明確であること。
- 7) サーバー機能は、二重化として待機サーバーを保有すること。

## (2) 監視仕様

1) メール通報機能：メール確認機能付きとし、確認が無い場合は再送すること。メール確認が無い場合は、サーバー管理者より連絡すること。

2) 遠隔操作：インターネット接続端末で、マンホールポンプを遠隔操作できるものとする。

2) データ保存機能：帳票、トレンド：10年間以上

3) 表示内容（画面）

フローシート：設備フロー図をグラフィック表示する。またアナログ瞬時値、積算パルス、運転/停止、イベント発生/復旧を表示させること。

バーグラフ：アナログ瞬時値をバーグラフにて一覧表示する。また、アナログ瞬時値の上下限警報設定をWebにて行えること。

運行履歴：機器の運転/停止をリスト表示できること。また、Excel形式でダウンロード可能のこと。

警報履歴：警報内容とともに発生日時、復旧日時をリスト表示できること。

現在発生中の警報は赤色表示させる。また、Excel形式でダウンロード可能のこと。

帳票機能：

①日報

毎正時の積算値が表示でき、日あたり計測値の最大・最小・平均が表示できること。

1日あたり各機器の運転時間・稼働率・総計が表示できること。また、Excel形式でダウンロード可能のこと。

②月報

日毎の積算値を表示できること。1カ月の各機器の運転時間・稼働率・総計が表示できること。また、Excel形式でダウンロード可能のこと。

③年報

月毎の積算値を表示できること。1カ年の各機器の運転時間、稼働率、総計が表示できること。また、Excel形式でダウンロード可能のこと。

トレンドグラフ：1分間隔でサンプリングした計測値を表示させること。

表示形式は、指定日より1～7日間の表示スパンとし、時間軸は6H、12H、24Hのスパンで表示変更が可能のこと。

メンテナンス記録：メンテナンスの記録を日付・文字や写真で登録可能のこと。

ナビゲーション：スマートフォンを使用し、目的の施設まで案内可能のこと。

詳細アナログトレンド：過去1時間、秒単位でアナログ値を記録し、グラフ表示可能であること。

リアルタイム通信機能：一定時間内、10秒間隔でフローシート上に瞬時値を自動的に更新できること。

## 第1章 総 則

---

### 1－1 一般事項

この特記仕様書（共通編）は、本工事の仕様書として「土木工事共通仕様書（富山県土木部）」によるものとし、当該工事に必要な事項について定めるものとする。また、この特記仕様書に定めない事項については、下記示方書並びに指針等によらなければならない。

- イ) 土木学会標準示方書
- ロ) 日本下水道協会編「下水道施設設計指針と解説」

### 1－2 工事実施前の措置及び事前事後調査

(1) 工事着手に先立ち、工事現場周辺の状況を把握し、井戸水及び周辺構造物（家屋、ブロック塀等）に影響を与えると思われる場合については、受注者の責任において所有者又は居住者立会いの上、調査を行うこと。また、工事着手前に地下埋設物調査表（水道・ガス・電気ケーブル・通信ケーブル等）を作成し、関係機関と協議を行い記名・押印を受けた調査表（任意様式）を監督員に提出の上、工事着手を行うこと。

### 1－3 提出書類

受注者は、土木工事共通仕様書に示す関係書類を監督員に提出すること。また、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更届を提出すること。

### 1－4 工程関係

(1) 工事施工に際しては、地下埋設物等を資料のみならず、物件管理者と現地立ち会い等により当該物件の位置、深さの確認（試掘等）を行い、保安対策について十分打合せをし、事故の発生を防止すること。なお、地下埋設物等に支障を及ぼした場合には、受注者の責任において解決を図るとともに、その内容を監督員に報告すること。

(2) 他工事（水道・ガス・電気仮設工事及び下水道近接工事）との工程調整を実施し、関係機関（富山市消防局・富山市環境部環境センター・路線バス事業者（市営バス含む））等への連絡を行なうこと。なお、工程の変更があった場合も速やかに連絡をし、日程調整を行うこと。

### 1－5 安全管理

(1) 安全管理工事期間中は、安全管理要員等を配置し、工事区域全般の巡視、点検、連絡調整等を行い安全確保に努めなければならない。

(2) 本工事の施工にあたっては、工事による交通渋滞、危険等を防止し、特に歩行者が安全に通行できるよう必要な諸施設を設置すること。また、交差点付近では、交通の見通しを妨げないように看板設置する。なお、近接して他の工事が行われる場合には、受注者間で交通の誘導について十分な調整を行い、交通安全の確保を図らなければならない。

(3) 工事現場内の整理整頓及び工事車両使用道路の清掃については、近隣住民に迷惑のかからぬよう努めなければならない。また、緊急時に支障とならないよう常に防火水槽、消火栓の周辺に機械、工事用車両、資材等は置かないこと。

### 1－6 安全教育・訓練の実施

- (1) 労働安全衛生法等に基づき行う日々の安全教育のほか、すべての作業員を対象に、工事現場に即した安全教育・訓練等を、月当たり半日以上の頻度で実施すること。
- (2) 実施項目については、施工計画書の記載事項として工事の内容に即した安全・訓練等の具体的な計画を作成すること。
- (3) 安全・訓練等の実施については、安全教育の記録写真等を撮影し、工事完成時に監督員に提出すること。

#### 1－7 工事用道路

通行制限を行う場合は、事前に所轄警察署並びに道路管理者、地元町内会、関係機関と協議し、迂回路及び案内標示等について承諾を受けること。

#### 1－8 工事実績データの作成

受注者は、受注・変更・竣工・訂正時に工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（C O R I N S）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に確認（書名・押印）を受けた上、受注時は契約後10日以内（土、日、祝日を除く）、変更時は変更のあった日から10日以内（土、日、祝日を除く）、竣工時は工事完成後10日以内、訂正時は適宜登録機関に登録申請手続きをしなければならない。

また、登録完了後は（一財）日本建設情報総合センターホームページより出力した「登録内容確認書」を、直ちに監督員に提出しなければならない。

#### 1－9 建設業退職金共済制度

工事契約締結1ヶ月以内に建設業退職金共済制度の発注者用掛金収納書を監督員に提出すること。ただし、工事契約締結当初は工事の準備段階であるため建設業退職金共済制度の対象労働者を雇用していないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があるときは、監督員に申し出て指示を求ること。

また、受注者に労働協約又は就業規則に退職手当の定めがある場合、特定退職金共済制度に加入している場合、中小企業退職金共済制度に加入している場合は、退職金制度届出書を監督員に提出すること。

#### 1－10 過積載防止対策

道路交通法及び道路法を遵守し、過積載防止対策を記載した施工計画書を提出すること。

#### 1－11 地場産品の優先使用

本工事に使用する資材等は、品質が水準以上であり、かつ価格が適正である場合には県内地場産品を優先使用すること。

## 第2章 仮設工

### 2－1 一般事項

工事用仮設物は、あらかじめ施工計画書に示し、受注者の責任において、構造物の種類、現場の状況に応じて、適切なものを設けること。

## 第3章 建設発生土・建設副産物・その他

### 3－1 建設副産物

- (1) 本工事は、建設工事に関する資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の対象工事であり、特定建設資材について分別解体等及び再資源化等を実施すること。
- (2) 受注者は、再資源化施設において適性に処分されていることが確認できる書類（マニフェスト等）を監督員に提示するとともに、運搬、処理を委託する場合は、産業廃棄物処理業者との委託契約書を監督員に提示すること。
- (3) 受注者は、建設リサイクルデータ統合システム（C R E D A S）により、当該書類を作成し、電子データ（C D等）で監督員に提出すること。

## 第4章 材料

### 4－1 下水道用材料

- (1) 本工事に使用する二次製品は、すべて使用承認を得たものでなければならない。

## 第5章 現場代理人

### 5－1 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間

- (1) 次のいずれかに該当し、発注者との連絡体制が確保され、発注者が認めるものについては、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱う。
  - ①契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
  - ②発注者の都合により工事の全部の施工を一時中止している期間
  - ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われる期間
  - ④工事完成後、検査が終了し、事務手続きのみが残っている期間
- (2) 前項の期間の取り扱いについては、発注者の書面による承諾が必要である。

### 5－2 現場代理人の他工事の現場代理人等の兼務

- (1) 安全管理、工程管理等の観点から現場代理人の工事現場において兼務しても支障がないと発注者が認めた工事については、次のような兼務を行うことができる。
  - ①富山市（上下水道局、市民病院を含む。以下同じ。）が発注する工事において、前条の(1)の①～④の常駐を要しない期間があり、常駐すべき各期間に重複がない工事を兼務
  - ②富山市が発注する工事を3件まで兼務
  - ③富山市が発注する災害復旧工事を兼務
  - ④富山市が発注する共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を調整した近接工事を兼務
  - ⑤工事現場相互の間隔が10km程度の富山市が発注する工事1件と他の発注機関の工事1件を兼務

- (2) 現場代理人を兼務するには、次の条件を全て満たすことが必要である。
- ①特記仕様書に現場代理人の兼務ができない旨の記載がされた工事でないこと。
  - ②富山市低入札価格調査制度実施要領に定める調査基準価格を下回って落札された工事でないこと。
  - ③工事現場の運営、取締り等が困難でないこと。
  - ④発注者と常に携帯電話等で連絡をとれること。
  - ⑤発注者が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行えること。
- (3) 現場代理人の兼務については、受注者が書面により申請し、発注者の書面による承諾が必要である。

## 第6章 その他

---

### 6－1 施工機械

- (1) 本工事において建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用すること。
- なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなす。
- (2) 排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書の中で、①機種、②メーカー名、③型式、④台数等を記載するものとする。また、「指定ラベル」が確認できる工事写真を提出すること。

### 6－2 暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置

受注者は、本工事を施工するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点は速やかにその旨を監督員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、下請業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、下請業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を監督員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

### 6－3 下請工事の適正化

本工事を下請けに付する場合は、「建設業法令遵守ガイドライン」を遵守すること。

また、下請負契約の締結後7日以内に、下請負人の商号及び名称その他必要な事項を通知し、承認を受けること。

### 6－4 評定点

受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や技術に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに、所定の実施状況報告書により提出することができる。

### 6－5 現場代理人

現場代理人は、富山市建設工事標準請負契約約款第10条第2項に基づき第三者が見ても分かるようヘルメット並びに現場代理人表記した腕章を着用すること。

### 6－6 中間検査

本工事が次のいずれかに該当する場合、監察、出来形・品質等の確認を目的とした中間検査を実施するものとする。

- ①下水道事業は、請負金額1,000万円以上の工事
- ②低入札調査基準価格を下回る金額で契約した工事
- ③重要な不可視部のある工事や、施工段階での確認検査（工事監督要領別表2）が必要な工事
- ④その他、発注者が必要と認めた工事

本工事の受注者は、中間検査の有無、実施時期について、着手時に監督員に確認の上施工計画書に記載し、適切に対応しなければならない。

#### 6-7 その他

その他疑義が生じた場合は監督員と協議のこと。

